るからである。依て搭乗の数を減ぜしめることに努力すると同時に一切の危険予防装置の検査に労働者の代表者を会社の費用に於て立會はしめるやうにせねばならない。

八、災害賠償を講ぜしめる方法

災害に因る労働者の惨死若くは傷害に対する資本家の負担は僅かに鉱吏労役扶助規則々設けがあるとは云へ、餘りに軽微である。それがために中には賠償覚悟で設備に手を抜く資本家が少くない。

故に災害に因る惨死、傷害に対しては極力多額の賠償を為さしめる方法を講じなくてはならない。而して経済的に見て相当の設備をした方が得策であると云ふ考を資本家に持たしめるのである。吾々は労働者の生命を愛護する上から極力之が実現に努力せなければならない。

二、斤量、品質、歩割（切羽割）等に労働者の代表者を立會しめる事、

之等の事柄は従来、炭坑、鉱山に於ての労働者を胡魔化す手段に供せられて来た。労働者は普通でさへも労働を所謂合法的に搾取されつゝ、今又、之等の場合に血と膏の結晶である労働をゴマカされることは忍びない苦痛である。漸次、組合の勢力の擴大、充実と共に代表者を立會はしめるやうにすることは労働者の義務である。

ホ、鉱山資本主の系統圖作製

鉱山事業は漸次大資本に合併されて行きつゝあって、資本家の数も漸減しつゝあるが、一目して資本系統が判別することは争議の場合など尤も有効な働きをすると考へられる。

ヘ、鉱吏長屋改築を促進する方法

坑吏長屋ほど惨酷な住宅はない。衛生上どれほど労働者の健康を奪ってゐるかも判らない。

監獄部屋の問題は八ヶ問敷論議されたが、吾々から見れば、坑吏生活は組織的な永續的な監獄部屋と云へきである。吾々は如